

一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月三十一日）から施行する。

附則（平成二十六年十一月二十八日国土交通省令第九〇号）抄

この省令は、マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

附則（平成二十七年一月二十九日国土交通省令第五五号）抄

この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年二月二十九日国土交通省令第一〇号）抄

この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二十八年八月三十一日国土交通省令第六三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十八年十一月一日から施行する。

附則（平成二十九年九月二十九日国土交通省令第五五号）抄

この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行する。

附則（平成三〇年六月十五日国土交通省令第四九号）抄

この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成三〇年二月二十六日国土交通省令第九〇号）抄

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条に掲げる規定の施行の日（平成三十一年九月一日）から施行する。

附則（平成三一年二月二十五日国土交通省令第四四号）抄

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二十六日国土交通省令第二二号）抄

この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第二条から第十条までの規定、附則第十二条の規定、附則第十四条中国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）附則第八条の次に一条を加える改正規定及び附則第十五条中地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）附則第三条の次に十一号を加える改正規定は、法附則第一条第二号の政令で定める日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附則（令和二年八月三十一日国土交通省令第七二号）抄

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

附則（令和三年七月九日国土交通省令第四七号）抄

この省令は、道路法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和三年八月三十一日国土交通省令第五三三号）抄

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附則（令和三年一〇月二〇日国土交通省令第六七号）抄

この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年二月二十日）から施行する。

附則（令和三年十一月十九日国土交通省令第七一号）抄

この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

附則（令和三年十二月二十五日国土交通省令第七七号）抄

この省令は、マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附則（令和四年三月三十一日国土交通省令第三四号）抄

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和五年九月一日国土交通省令第六七号）抄

この省令は、令和五年十月一日（次条及び附則第三条において「施行日」という。）から施行する。

附則（令和五年九月二十五日国土交通省令第七五号）抄

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附則（令和五年九月二十九日国土交通省令第七八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和五年十二月二十八日国土交通省令第九八号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年一月十九日国土交通省令第三三三号）抄

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

附則（令和六年一月二十九日国土交通省令第五五号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一（第三条及び第四条関係）

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）	第二十五条の五十三第一項及び第二十五条の五十九（これらの規定を第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の第三項において準用する場合を含む。）
船員法（昭和二十二年法律第百号）	第十八条第一項（同項第一号及び第三号に掲げる書類（同項第一号に掲げる書類にあつては、船舶国籍証書及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第九号省令第一号に掲げるものに限る。）の備置きに限る。）、第五十八条の二、第六十七条第一項、第六十六条の八、第百条の十九第一項及び第百条の二十七
船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十三号）	第三十八条（第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第七十七条第二項及び第八十六条第二項
建設業法（昭和二十四年法律第百号）	第二十六条の十三第一項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）	第二十一条第一項及び第二十五条（これらの規定を第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）
海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）	第十五条（第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）
測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）	第五十一条の十二第一項

屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)	第二十条第一項	五十六号) 第四百四十四條の二第一項第二号から第四号までに掲げるもの(備付けに限る。)	昭和四十五年法律第八十八号)	第四項、第十九條の八(國際大氣汚染防止原動機證書の備置きに限る。)	第十九條の二十一の二、第十九條の二十九(國際二酸化炭素放出抑制船舶證書の備置きに限る。)	第十九條の三十五の四第三項、第十九條の四十五並びに第四十條の二第一項並びに第十九條の十五第三項(第十九條の三十六第三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。)	第十九條の九第三項及び第四十條の九第三項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第一項及び第二十五條の五十九	積立式宅地建物販売業法(昭和四十六年法律三十八號)第三十七條第三項及び第九十條	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七號)第十四條第一項	第七十條において準用する特別措置法第八十八號	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一號)第三項及び第六十一條第三項において準用する場合を含む。	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成五年法律第八十一號)第十八條	大深度地下の公共的使	第十二條第一項	用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七號)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第九十九號)	自動車の運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七號)	小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第九十九號)	マンシヨンの建替え等に関する法律(平成十三年法律第九十八號)	マンシヨンの円滑化に関する法律(平成十三年法律第九十八號)	國際航海船舶及び國際港湾施設の保安の確保に関する法律(平成十六年法律第三十一號)	總合特別区域法(平成二十三年法律第八十一號)	海賊多発海域における特別措置法(平成二十五年法律第七十五號)	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十一年法律第六十一號)	第六條(有害物質一覧表の備置きに限る。)	第六條第三項において準用する第三十條第三項
旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九號)	第十二條の二十第一項及び第十三條の二十四(これらにおいて準用する場合を含む。)	土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九號)第十二條第十項及び第十四條第一項	内航海運組合法(昭和三十三年法律第九十六號)第三十七條第一項及び第三十八條第一項並びに第三十九條(これらの規定を第五十五條(第五十八條において準用する場合を含む。))及び第五十八條(第五十八條において準用する場合を含む。))並びに第四十條(第五十八條において準用する場合を含む。))に於いて準用する法律(平成十七年法律第九十六號)第三十八條第九十四條	放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十七號)第七十一條の二十において準用する法律(昭和三十三年法律第九十九號)第七十一條の十三	踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五號)第九條第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)	新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第一百三十四號)第三十七條第一項	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二號)第三十九條第三項	都市再開発法(昭和四十二年法律第三十八號)第九條の十四第一項、第九條の二十、第十六條第一項及び第三項、第十七條の四第一項、第三項及び第七項	海防に関する法律(昭和四十二年法律第九十九號)第九條の二十、第十六條第一項及び第三項、第十七條の四第一項、第三項及び第七項	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十二年法律第九十九號)第九條の二十、第十六條第一項及び第三項、第十七條の四第一項、第三項及び第七項	船舶のトン数の測度に關する法律(昭和五十一年法律第四十號)	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十五號)	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律(平成三年法律第七十五號)	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第七十三號)	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十一年法律第六十一號)	第六條(有害物質一覧表の備置きに限る。)	第六條第三項において準用する第三十條第三項	船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十一年法律第六十一號)	第六條(有害物質一覧表の備置きに限る。)	第六條第三項において準用する第三十條第三項	道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五號)第九十一條第一項及び第九十四條の六第一項及び第二項、第九十六條の十第一項並びに第九十六條の十四(第九十六條の十九において準用する場合を含む。)	氣象業務法(昭和二十七年法律第六十五號)第三十二條の十第一項及び第三十二條の十五において準用する第二十四條の十三	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六號)第十七條の十一第一項	道路法(昭和二十七年法律第八十號)第四十七條の二第六項及び第四十七條の第七項	航空法(昭和二十七年法律第三十一號)第五十九條第三号及び第四号(航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第	

<p>土地区画整理法施行令第十三条第二項 (昭和三十年政令第四十七号)</p>	<p>において準用する船舶安全法第二十五条の五十三項及び第二十五条の五十九</p>	<p>の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。</p>	<p>特殊貨物船舶運送規則第十五条の三の第三項、(昭和三十九年運輸省令第六十二号) 第五条第四項、第二十七條第九項及び第二十七條の第九項</p>
<p>都市再開発法施行令第十五条第二項 (昭和四十四年政令第二百三十二号)</p>	<p>十一の六において準用する場合を含む。並びに第七七条の六の十四第一項及び第二項(これらの規定を第七七条の六の二十一、第七七条の六の二十六及び第七七条の六の十一の六において準用する場合を含む。)</p>	<p>土地区画整理法施行令第十六条の二第一項 (昭和三十年建設省令第五号)</p>	<p>河川法施行規則(昭和四十年建設省令第七号) 第四十一年建設省令第七号及び第二十七條の十五第四項(これらの規定を第二十七條の二十一(第三十八條の四において準用する場合を含む。))及び第三十八條の四において準用する場合を含む。)</p>
<p>農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法施行令(昭和四十六年政令第二百五十号)</p>	<p>第六條</p>	<p>船舶職業安定法施行規則第二十三條第六項及び第三十九條第三項 (昭和二十三年運輸省令第三十二号)</p>	<p>海上における人命の安全のための国際条約等全のたの証書に関する省令(昭和四十年運輸省令第三十九号)</p>
<p>勤労者財産形成促進法施行令(昭和四十六年政令第三百三十二号)</p>	<p>第二十八條の十第三項及第四十四條第二項の規定により読み替えて適用される第二十八條の十一</p>	<p>船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和三十七年運輸省令第四十三号)</p>	<p>小型船造船業法施行規則第二十九條第一項並びに則(昭和四十一年運輸省令第五十四号) 第二項</p>
<p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令(昭和五十年政令第三百六号)</p>	<p>第十七條において準用する土地区画整理法施行令第十三條第二項</p>	<p>船舶安全法施行規則第四十條、第四十三條第三項、第四十六條第四項、第五十一條第十項、第六十一條第一項及び第二項及び第六十一條の三第一項及び第二項並びに第六十二條第一項</p>	<p>都市再開発法施行規則第十條の二第一項 (昭和四十四年建設省令第五十四号)</p>
<p>民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令(昭和六十二年政令第二百七十五号)</p>	<p>第十三條第一項</p>	<p>救命艇手規則(昭和三十七年運輸省令第四十二号) 第二十四條第一項及び第二項</p>	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十六年政令第三十八号) 第十二條の二の十九第一項及び第二項(これらの規定を第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。)、第十二條の十四の九、第十二條の十七の六の七並びに第十二條の十七の十六</p>
<p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令(平成十四年政令第三百二十号)</p>	<p>第二十七條において準用する都市再開発法施行令第十五條第二項</p>	<p>指定自動車整備事業規則第十三條の八第一項及び則(昭和三十七年運輸省令第四十九号)</p>	<p>旅行業法施行規則(昭和三十七條の六第三項和四十六年運輸省令第六十一号)</p>
<p>マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律及及び第三十九條において施行令(平成十四年政令第三百六十七号)</p>	<p>第十條第二項(第二十九條の二において準用する場合を含む。)</p>	<p>船舶労働安全衛生規則第八十條第一項(第九令第五十三号)</p>	<p>船舶安全法の規定に基第八條第四項、第二十四條第三項、第二十七條第三項、第三十八條第三項、第三十九條第三項</p>
<p>荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハザル鉄道において運送品等ノ公告ニ関スル件(昭和十九年運輸通信省令百十一号)</p>	<p>第一条第二項(第二条に準用する場合を含む。)</p>	<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭九條の三の二、第六十條、和二十六年運輸省令第九十一号)</p>	<p>船舶安全法の規定に基第八條第四項、第二十四條第三項、第二十七條第三項、第三十八條第三項、第三十九條第三項</p>
<p>船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十一、第七十七條の六の二十六及び第七十七條の十三号)</p>	<p>第七十七條の六の九第一項、第七十七條の六の二十六及び第七十七條の</p>	<p>船舶労働安全衛生規則第八十條第一項(第九令第五十三号)</p>	<p>国土交通省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行</p>

規則（昭和四十九年運輸省令第二十四号）	船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和五十八年運輸省令第四十号）	船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）	浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和六十年建設省令第六号）	鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第二十四号）	貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）	船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）	国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律
施行規則（平成五年建設省令第十六号）	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）	国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年総理府・運輸省・建設省令第三号）	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百十四号）	気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令（平成十六年国土交通省令第八号）	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）	屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第二百二号）	

施行規則（平成五年建設省令第十六号）	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）	国土交通大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成十二年総理府・運輸省・建設省令第三号）	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第一百十四号）	気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第三条に規定する経過措置に関する省令（平成十六年国土交通省令第八号）	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）	屋外広告物法施行規則（平成十六年国土交通省令第二百二号）	

登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）	建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）	船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）	別表第二（第五条及び第六条関係）	船舶安全法	船員法	船員職業安定法	水先法	海上運送法	国際観光ホテル整備法	建築士法	港湾法	海事代理士法
					第二十五条の五十九（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の第三項において準用する場合を含む。）	第五十八条の二、第六十七条第一項及び第一百零二条の二十七	第三十八条（第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第七十七条第一項及び第八十六条第一項	第二十五条（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）	第十五条（第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）	第二十条第一項	第二十五条	第五十六条の二の十六	第二十一条第一項

船舶職員及び小型船舶操縦者法	道路運送車両法	気象業務法	航空法	旅行業法	土地区画整理法	内航海運組合法	放射性同位元素等規制に関する法律	踏切道改良促進法	不動産の鑑定評価に関する法律	都市再開発法
第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）	第九十一条第一項、第九十四条の六第一項及び第九十六条の十四（第九十六条の十九において準用する場合を含む。）	第三十二条の十五において準用する第二十四条の十三	第五十八条第二項	第十二条の二十四（第二十九条において準用する場合を含む。）	第五条、第十五条、第十九条の二第一項、第二十八条第六項及び第五十一条の三	第二十七條第二項、第三十一条第一項及び第二項並びに第五十四条第一項（これらの規定を第五十八条において準用する場合を含む。）、第三十四条第六項及び第三十七条第三項（これらの規定を第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第五十五条（第五十八条において準用する場合を含む。）に於いて準用する会社法第四百九十二条第一項	第四十一条の二十において準用する第四十一条の十三	第九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）	第三十九条第一項	第七条の十、第十五条の二第一項、第二十七条第六項、第五十条の三第一項及び第六十八条第一項

<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</p>	<p>第九條の二十、第十六條第二項、第十七條の四第二項、第十九條の二十一の二、第二十九條の三十五の四第三項及び第四十條の二第一項並びに第九條の十五第三項（第十九條の三十第三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九條の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五條の五十九</p>	<p>積立式宅地建物販売業法</p>	<p>第三十七條第三項及び第三十八條</p>	<p>大都市地域における住宅及び住宅地並びに住宅地の供給の促進に関する特別措置法</p>	<p>第三十四條及び第三十八條並に第五十一條において準用する土地区画整理法第二十八條第六項</p>	<p>船舶安全法及び船舶附則第六條において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者改正する法律</p>	<p>第六十二條第一項及び第二項、第七十二條第三項、第八十條の三（第九十二條第八項において準用する場合を含む。）、第二百二十三條、第三百三十九條の二第一項、第四百四十六條第一項、第四百四十八條第三項において準用する都市再開発法第二十七條第六項、第六十六條第一項並びに第九十九條第一項</p>	<p>大深度地下の公共的使用に関する特別措置法</p>	<p>第十二條第一項</p>	<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律</p>	<p>第二十條第二項</p>
<p>国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）</p>	<p>第二十條第七項において準用する船舶安全法第二十五條の五十九</p>	<p>総合特別区域法</p>	<p>第二十二條の二第二項において準用する道路運送車両法第九十四條の六第一項</p>	<p>海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法</p>	<p>第十八條</p>	<p>船舶の再資源化解第三十條第三項（第三十一條の適正な実施に第三項において準用する場合を含む。）、第二十五條の五十九</p>	<p>土地区画整理法</p>	<p>第十三條第一項</p>	<p>都市再開発法</p>	<p>第七條第一項及び第十五條第一項</p>	<p>都市再開発法</p>
<p>荷受人及荷送人ノ確知スルコト能ハテザル鉄道運送品等ノ公告ニ関スル件</p>	<p>第七十七條の六の十四第一項（第七十七條の六の二十一、第七十七條の六の二十六及び第七十七條の十一の六において準用する場合を含む。）、第三十九條第三項</p>	<p>船舶職員及び小型船舶操縦者法</p>	<p>第四條の十八第一項（第九條の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）、第五條の四</p>	<p>航空法</p>	<p>第五條第一項、第六條第一項、第七條、第十條の二及び第十一年建設省令第五二條第一項（号）</p>	<p>旅客自動車運送事業運輸規則</p>	<p>第二十八條の二第一項並びに第三十七條第一項及び第二項、第三百三條第三項及び第二百三十五條第一項</p>	<p>船舶安全法</p>	<p>第四十六條第二項及び第三項、第六十條の五第二項、第六十條の六第一項、第六十一條の二第一項、第六十一條の三第一項並びに第六十二條第一項、第九十九條第一項及び第九十九條の六及び第九十九條の七において準用する場合を含む。）、第九十九條の二</p>	<p>船舶安全法</p>	<p>第九十九條の二</p>
<p>海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令</p>	<p>第三十四條第一項</p>	<p>船舶安全法</p>	<p>第八條第二項、第二十四條第一項、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第二十九條の二の十九第一項、第三十條の二の二十六において準用する場合を含む。）、第二十三條</p>	<p>国土交通省関係化</p>	<p>第一條第一項</p>	<p>船舶内における食料の支給を行う者に關する省令</p>	<p>第十九條第一項</p>	<p>船舶機関規則</p>	<p>第一百條の二</p>	<p>船舶機関規則</p>	<p>第八條第二項、第二十四條第一項</p>

<p>第三十四条において準用する場合を含む。)</p>	<p>船員の雇用の促進第二十條第一項 に關する特別措置 法施行規則 國際觀光ホテル整備第十一條第一項(第十八條に備法施行規則 おいて準用する場合を含む。)</p>	<p>第五十四條(第五十八條において準用する場合を含む。) 第五十一條の十二第二項 第二十條第二項 第四十三條第二項 第二十九條第二項 第五十六條の二の十第二項 第十七條の八第二項(第十七條の十七、第十七條の十九、第二十三條の二十八及び第二十三條の三十において準用する場合を含む。) 第三十二條の十第二項 第十七條の十一第二項</p>	<p>積立式宅地建 物販売業法 第三十七條第四項 第二項 船舶安全法第二十五條の五十三 る法律</p>	<p>な実施に關す において準用する船舶安全法第二 十五條の五十三第二項 船舶法施行規 第七十七條の六の九第二項(第七 十七條の六の二十一、第七十七條 の六の二十六及び第七十七條の十 一の六において準用する場合を 含む。) 建築士法施行 第十七條の二十七第二項 規則 建築基準法施 第三條の二十二第二項(第六條の 十、第六條の十二、第六條の十四 及び第六條の十六において準用す る場合を含む。) 自動車整備士 第六條の九第二項 技能檢定規則 第三十六條の九第二項 道路運送車両 法施行規則 第三十六條の九第二項 船舶職員及び 小型船舶操縦 の四、第七十條の五及び第八十四 條の四において準用する場合を 含む。)</p>
<p>マンシヨンの管理第八十七條第五項 の適正化の推進に 關する法律施行 規則</p>	<p>測量法 第五十一條の十二第二項 屋外広告物法 第四十三條第二項 通訊案内土法 第四十九條第二項 國際觀光ホテ ル整備法 第五十六條の二の十第二項 港灣法 第十七條の八第二項(第十七條の 十七、第十七條の十九、第二十三 條の二十八及び第二十三條の三十 において準用する場合を含む。)</p>	<p>住宅の品質確 保の促進等に 關する法律 第十八條第二項(第二十五條第二 項、第四十四條第三項及び第六十 一條第三項において準用する場合 を含む。)</p>	<p>船舶に乗り組 む医師及び衛 生管理者に關 する省令 救命艇手規則 第十九條第二項 指定自動車整 備事業規則 第十三條の八第二項 船員労働安全 衛生規則 第八十四條第二項(第九十一條の 六及び第九十六條において準用す る場合を含む。)</p>	
<p>マンシヨンの建替第四條、第五條第一項、第六 え等の円滑化に關條、第七條第一項及び第八條 する法律施行規則第一項(これらの規定を第二 (平成十四年国土十五條において準用する場合 交通省令第十六を含む。)、第十一條第一項、 第十二條第一項、第三十三條 第一項及び第三項、第六十五 條、第八十條、第八十一條第 一項、第八十三條第一項、第 八十六條、第八十七條並びに 第九十七條</p>	<p>内航海運組合 第三十七條第四項、第三十八條第 四項及び第三十九條(これらの規 定を第五十五條(第五十八條にお いて準用する場合を含む。))及び第 五十八條において準用する場合を 含む。)並びに第四十一條(第五十 八條において準用する場合を含む)において準用する場合第三百 八十九條第四項</p>	<p>大深度地下の 公共的使用に 關する特別措 置法 第十二條第二項</p>	<p>河川法施行規 則 第二十七條の十一第二項(第二十 七條の二十一(第三十八條の四に おいて準用する場合を含む。))及び 第三十八條の四において準用する 場合を含む。)</p>	
<p>國際航海船舶及び第七條第四項及び第五十四條 國際港灣施設の保第三項(第六十二條第三項に 安の確保等に關すおいて準用する場合を含む。)</p>	<p>放射性同位元 素等の規制に 關する法律 第四十一條の二十において準用す る第四十一條の七第二項第一号</p>	<p>マンシヨンの 管理の適正化 の推進に關す る法律 第九十五條第二項、第百五十八條 マンシヨンの 建替え等の円 滑化に關する 法律 第九十五條第二項、第百五十八條</p>	<p>小型船舶造業 法施行規則 第二十九條第二項</p>	
<p>船舶安全法 第二十五條の五十三第二項(第二 十五條の六十八、第二十五條の七 十、第二十八條第七項及び第二十 九條の三第三項において準用する 場合を含む。)</p>	<p>踏切道改良促 進法 第九條第三項(同條第四項におい て準用する場合を含む。)</p>	<p>マンシヨンの 建替え等の円 滑化に關する 法律 第九十五條第二項、第百五十八條</p>	<p>小型船舶造業 法施行規則 第二十九條第二項</p>	
<p>別表第三(第八條及び第九條關係)</p>	<p>都市再開發法 第二十七條第九項、第三十一條第 十項、第八十三條第一項及び第百 三十四條第二項</p>	<p>マンシヨンの 建替え等の円 滑化に關する 法律 第九十五條第二項、第百五十八條</p>	<p>小型船舶造業 法施行規則 第二十九條第二項</p>	
<p>建設業法 第二十六條の十三第二項(第二十 七條の三十二において準用する場 合を含む。)</p>	<p>海洋汚染等及 び海上災害の 防止に關する 法律 第九條の十四第二項並びに第十九 條の十五第三項(第十九條の三十 項において準用する場合を含む。)、 第十九條の四十九第三項及び第四 十三條の九第二項において準用す</p>	<p>マンシヨンの 建替え等の円 滑化に關する 法律 第九十五條第二項、第百五十八條</p>	<p>小型船舶造業 法施行規則 第二十九條第二項</p>	
<p>水先法 第二十一條第二項(第三十二條に おいて準用する場合を含む。)及び</p>	<p>海洋汚染等及 び海上災害の 防止に關する 法律 第九條の十四第二項並びに第十九 條の十五第三項(第十九條の三十 項において準用する場合を含む。)、 第十九條の四十九第三項及び第四 十三條の九第二項において準用す</p>	<p>マンシヨンの 建替え等の円 滑化に關する 法律 第九十五條第二項、第百五十八條</p>	<p>小型船舶造業 法施行規則 第二十九條第二項</p>	

行う者に関する省令	鉄道事業法第二十四条の十第二項	十八条において準用する場合を含む。）において準用する会	（平成二十七年法律第五十三号）	三第二項及び第六十条の五第二項
マンシヨンの第八十七条第五項 管理の適正化の推進に関する法律施行規則	別表第四（第十條及び第十一條關係） 第二十五条の五十三第二項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の三第三項において準用する場合を含む。）	放射線同位元素等第四十一条の二十において準用の規制に関する法律第四十一条の七第二項第二号 不動産の鑑定評価第三十九条第一項に関する法律 都市再開発法第二十七条第六項 海洋汚染等及び海第九條の十四第二項及び第十上災害の防止に關九條の十五第二項並びに同条第三項（第十九條の三十三第三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九條の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項	船舶の再資源化解第三十條第三項（第三十條第一項の適正な実施に第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項	船員労働安全衛生第八十四條第二項（第九十一条の六及び第九十六條において準用する場合を含む。）
別表第四（第十條及び第十一條關係）	第二十五条の五十三第二項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の三第三項において準用する場合を含む。）	海上に於ける人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令 小型船舶造業法第二十九條第二項	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）	特殊貨物船舶運送第二十五條第三項
船舶安全法	第二十五条の五十三第二項（第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の三第三項において準用する場合を含む。）	船舶職員及び小型第四條の十三第二項（第九條船船操縦者法施行の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	船内における食料第十四條第二項の支給を行う者に關する省令	船員労働安全衛生第八十四條第二項（第九十一条の六及び第九十六條において準用する場合を含む。）
建設業法	第二十六条の十三第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）	自動車整備士技能第六條の九第二項	道路運送車両法第三十六條の九第二項	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）
水先法	第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）	船舶職員及び小型第四條の十三第二項（第九條船船操縦者法施行の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	海上汚染等及び海第十二條の二の十四第二項上災害の防止に關（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）
海上運送法	第十九條の四第五項（第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）	船舶職員及び小型第四條の十三第二項（第九條船船操縦者法施行の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	海上汚染等及び海第十二條の二の十四第二項上災害の防止に關（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）
測量法	第五十一条の十二第二項	船舶職員及び小型第四條の十三第二項（第九條船船操縦者法施行の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	海上汚染等及び海第十二條の二の十四第二項上災害の防止に關（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）
屋外広告物法	第二十条第二項	船舶職員及び小型第四條の十三第二項（第九條船船操縦者法施行の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	海上汚染等及び海第十二條の二の十四第二項上災害の防止に關（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）
通訳案内士法	第四十三條第二項	船舶職員及び小型第四條の十三第二項（第九條船船操縦者法施行の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	海上汚染等及び海第十二條の二の十四第二項上災害の防止に關（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）
国際観光ホテル整備法	第二十九條第二項	船舶職員及び小型第四條の十三第二項（第九條船船操縦者法施行の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	海上汚染等及び海第十二條の二の十四第二項上災害の防止に關（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）
備法	第五十六條の二の十第二項	船舶職員及び小型第四條の十三第二項（第九條船船操縦者法施行の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	海上汚染等及び海第十二條の二の十四第二項上災害の防止に關（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）
港湾法	第五十六條の二の十第二項	船舶職員及び小型第四條の十三第二項（第九條船船操縦者法施行の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	海上汚染等及び海第十二條の二の十四第二項上災害の防止に關（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）
気象業務法	第三十二條の十第二項	船舶職員及び小型第四條の十三第二項（第九條船船操縦者法施行の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	海上汚染等及び海第十二條の二の十四第二項上災害の防止に關（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）
宅地建物取引業法	第十七條の十一第二項及び第五十條の六	船舶職員及び小型第四條の十三第二項（第九條船船操縦者法施行の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	海上汚染等及び海第十二條の二の十四第二項上災害の防止に關（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）
旅行業法	第十二條の二十第二項（第二十九條において準用する場合を含む。）	船舶職員及び小型第四條の十三第二項（第九條船船操縦者法施行の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	海上汚染等及び海第十二條の二の十四第二項上災害の防止に關（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）
土地画整理法	第二十八條第六項	船舶職員及び小型第四條の十三第二項（第九條船船操縦者法施行の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	海上汚染等及び海第十二條の二の十四第二項上災害の防止に關（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）
内航海運組合法	第三十八條第一項及び第二項（これらの規定を第五十五條（第五十八條において準用する場合を含む。）及び第五十八條において準用する場合を含む。）並びに第四十一条及び第五十五條（これらの規定を第五	船舶職員及び小型第四條の十三第二項（第九條船船操縦者法施行の七の四、第七十條の五及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）	海上汚染等及び海第十二條の二の十四第二項上災害の防止に關（第十二條の二の二十六において準用する場合を含む。）及び第十二條の十七の二十	河川法施行規則第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）

行規則	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令	第二十八条第十二号、第三十条第九号及第四十二条第十号
-----	----------------------------	-------------------------	----------------------------